

障害者差別解消法が 変わりました。



※法律の正式名称：
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別解消法では、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

この資料では、国の資料を参考に、「合理的配慮」の考え方と、その具体例を紹介しています。



今回の改正内容

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
障がいがある人への「合理的配慮の提供」	義務	努力義務 ⇒義務 ※令和6年4月1日に施行

共生社会の実現に向けて ～障害者差別解消法とは～

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人からの申し出があった場合に、「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

不当な差別的取扱い

禁止！

- 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的配慮の提供

**令和6年4月1日から
事業者(※)も義務**

- 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で、対応することが求められています。

対象者・・・「障がいのある人」とは

- 「障がいのある人」とは、障害者手帳を持っている人に限りません。
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい等を含む)、その他心や体のはたらきに障がいがある人、障がい者や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人、全てが対象です(障がいのある子どもも含まれます)。

(※)事業者とは

- この法律での「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を継続する意思をもって行う者です。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に該当します。
- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活に係る分野が広く対象となります。

「合理的配慮の提供」とは

- 日常生活や社会生活で提供されている設備やサービスなどは、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては、利用が難しく、結果として障がいのある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障がいのある人に対する「合理的配慮の提供」を求めています。
- 具体的には、行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うに当たり、
 - ✓ 個々の場面で、「障がいのある人」から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、
 - ✓ その実施に伴う負担が過重でないとき(※)に、
 - ✓ 「社会的なバリア」を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

「合理的配慮」の留意点

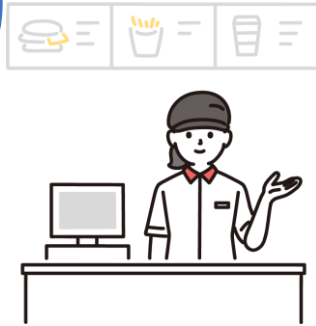
- 「合理的配慮」が、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。
 - ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ② 障がい者ではない人との比較で同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと
- 「合理的配慮」は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません

(※)過重な負担について

- 「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
 - ① 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - ③ 費用・負担の程度
 - ④ 事務・事業規模
 - ⑤ 財政・財務状況

「合理的配慮」の例

飲食店



✓ 視覚障がいの方に

定食など複数の食器に分かれて盛り付けられている料理では、どこに何があるかわかりにくいいため、店員が配膳するときに、食器の位置や料理内容について説明する配慮を行った。

✓ 聴覚障がいの方に

食券制の飲食店で、呼ばれたらカウンターまで自分で取りに行く仕組みになっているが、聴覚障がいのある人には、身振りによって料理ができたことを伝え、それでも気づかなかった際は、店員が席まで配膳した。

✓ 聴覚障がいの方に

メニュー表への指差しで注文を聞いたが、細かい希望を確認することが難しい場合、筆談ボードを使うことによって、「固い麺か柔らかい麺か」、「辛口か甘口か」など、他の方と同じように細かい注文にも対応した。

✓ 車椅子を使用している方に

飲食店で車椅子のまま着席を希望されたため、机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のスペースを確保した。

✓ 補助犬を連れた方に

補助犬を連れたお客様が来店したところ、他のお客様から犬アレルギーという申し出があった際、双方にご了承をいただいた上で、お互いが離れた位置になるよう配席を変更した。

✓ 車椅子を使用している方に

飲食店で、車椅子から備え付けの椅子に移動して着席したいと申し出があった際に、移動するときにはふらつくことがないように椅子を押さえたり、車椅子を空きスペースで預かったりした。

✓ 麻痺がある方に

半身に麻痺はあるが、フォークやスプーンを使って一人で食事をするができる方から、手で皿を支えることが出来ずに動いてしまい、食べにくいことがあるとの相談があった場合に、滑りにくい素材のマットがあったので、それをテーブルに敷いて皿が動かないようにした。

「合理的配慮」の例

買い物



☑ 視覚障がいの方に

視覚障がいのある人から、自分の好みに合う衣料品を購入したいと申し出があった際、衣料品の形状や色について口頭で説明し、布地に触れて肌触りを確かめていただいた。

☑ 聴覚障がいの方に

金額が分かるようにレジスターや電卓の表示板を見やすいように向けたり、紙等にかいたりして示すようにする。

☑ 車椅子を使用している方に

高いところにある商品が取りづらいとの申し出があったため、店員が希望の商品を聞き、取って渡した。

医療機関



☑ 聴覚障がいの方に

聴覚に障がいのある人が病院の待合室で診察順を待っているとき、待合室の座席まで呼びに行くようにした。

☑ 発達障がいの方に

初めて行く歯科医院だと施術を極度に怖がると事前に相談があった際は、施術室の椅子に座って歯磨きの仕方に関する話をする等、施術をしないで場に慣れるだけの機会を設けた。

☑ 視覚障がいの方に

処方された2種類の点眼薬が同じ形状の容器であり、区別できないとの相談があったため、一方の点眼薬にテープを貼り、感触だけで点眼薬を判別できるようにした。

「合理的配慮」の例

サービス 全般



☑ 難聴・弱視の方に

難聴かつ弱視の方が筆談希望されたため、太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

☑ 視覚障がいの方に

整理券を取り、受付の順番になると整理番号がモニターに表示される仕組みであったため、視覚障がいのある人の受付の担当者が整理番号を把握しておき、順番になったときは声かけを行った。

☑ 視覚障がいの方に

視覚に障がいのある人に対して書類の内容を読み上げながら説明した。

☑ 持病がある方に

難病が原因で身体障がいがあり、立った姿勢を保つのが難しいため、受付担当の職員が待合室の座席に行き、手続きを行った。

☑ 知的障がいの方に

契約時の要望などを自分で説明することが難しいため、同行する介助者から話を聞いてほしいという申し出があり、通常は個人情報にも関わることなので契約者本人から聞くこととなっているが、必要に応じて介助者から説明を聞くこととした。

☑ 車椅子を使用している方に

段差がある通路の通行に際して、携帯用のスロープなどで補助した。



「合理的配慮」の例

サービス 全般



☑ 文字を書くことが難しい方に

肢体不自由のある方が申込書類に自分で記入することができず、同行者もいないので、十分に本人の意向を確認した上で、店員が代筆による記入を行った。
この際、記入内容について後で見解の相違が生じないように、複数の店員が立ち会った。

☑ 手・足が不自由な方に

店舗の出入口が押し引きして開けるドアのため、肢体不自由のある人が一人で出入りするのが難しい場合、出入口に着いたところで電話をかけてもらい、店員がドアの開閉を行った。

☑ 手の震えがある方に

スポーツ観戦のため訪れたスタジアムで、マイカップの持ち込みが禁止されていたが、障がいの特性で手の震えが強いため、持参のプラスチック製の蓋付き容器を使用できるようにした。

☑ 聴覚障がいの方に

聴覚障がいがあるが、自動車教習所へ入所し、免許を取りたいと申し出があった際、安全運転相談を行った結果を踏まえ、技能教習では必要に応じ筆談や音声文字変換するスマートフォンアプリの活用を行った。
また、学科教習においても字幕を利用するほか、指導員は透明マスクやフェイスガードを使用し、教習生に一番前に座ってもらい読唇できるようにゆっくり・はっきりとした声で講義し、マンツーマンでの学科教習なども行った。

☑ 視覚障がいの方に

インターネットの通信販売で商品注文を受け付け、確認書類をPDF形式で電子メールにより送付したが、その記載内容が読み上げソフトを使用することが出来ないとの申し出があった。
確認書類は、印刷した書類をスキャナーで読み込んでPDF形式に変換しており、画像認識されていたため、テキスト情報が送付データに残るようにするため、パソコン上で形式変換したデータを改めて送付した。

「合理的配慮」には対話が重要です！

- 事業者には、円滑な対応ができるよう、主な障がいの特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます。
- 合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人と、事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。
- 障がいのある人からの申し出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者等のそれぞれが持っている情報や意見を伝え合うことで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。



事業者向けガイドライン(対応指針)について

- 事業を所管する国の行政機関は、事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例などを盛り込んだ「対応指針」を定めています。
- 事業者は、「対応指針」を参考に、差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。合理的配慮の具体例や業種ごとの留意事項等を確認する際には、以下の国の「対応指針」等の資料を参照してください。

参考:内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」

- 事業分野相談窓口:「対応指針」関係

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

- 「合理的配慮の提供」の義務化に関するリーフレット

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/leaflet-r05.html>

- 障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

- 合理的配慮の提供等事例集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>



松山市 福祉推進部 障がい福祉課

TEL:089-948-6353 FAX:089-932-7553

メール:shougai@city.matsuyama.ehime.jp